

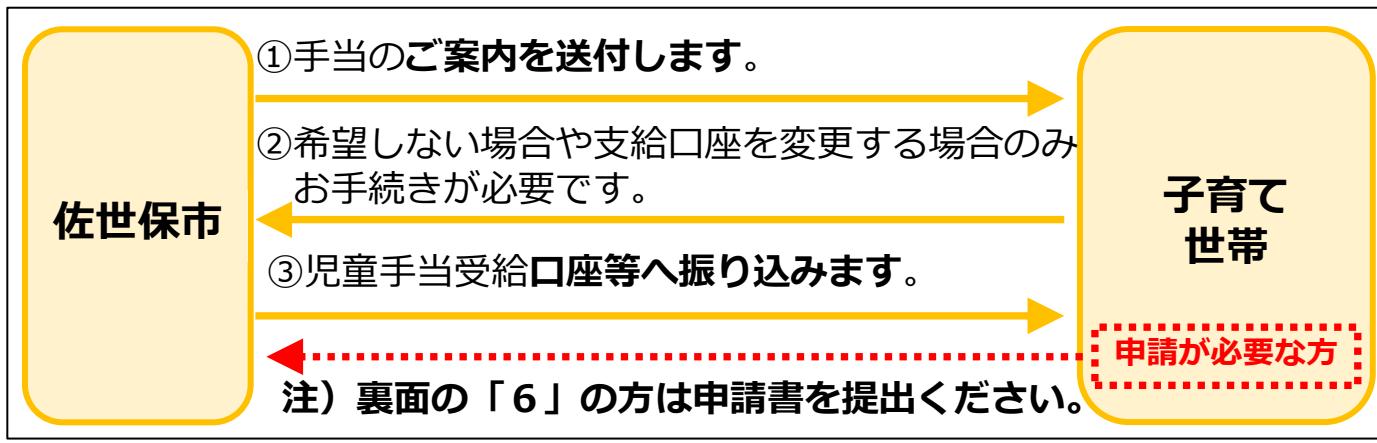
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。通知が届いた方で、受給を希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ2月13日までに佐世保市子ども支援課まで届け出てください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童 (※令和7年9月に出生した児童については10月分)
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の児童手当受給者、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき2万円(1回限り)です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

佐世保市では2月下旬から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができない場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。
注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（1）児童手当受給者

原則、令和8年2月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます（※令和7年10月以降転出等により受給資格が消滅した方は、佐世保市から最終支給を行った口座）。

注）口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、令和8年2月13日までに必ず下記の窓口にご連絡ください。

（2）申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。同封の申請書を提出してください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

※令和8年2月6日までに出生届を提出し、佐世保市での児童手当の手続きが完了している方は不要。

- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）

7. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、詳細は下記窓口へお問い合わせください。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします。

（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）

お問い合わせ先（佐世保市役所）

「物価高対応子育て応援手当」窓口

電話：0120-099-101

（受付時間：平日9:00～17:00）

市ホームページ→



お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）

こども家庭庁ホームページ→



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに佐世保市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに佐世保市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

